主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小倉金吾の上告趣意は、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて刑訴法 四〇五条の上告理由に当らない(本件監禁致傷と強姦とを併合罪とした一審判決の 判断は相当である。)。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年六月一五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健一	- 郎